

(仮称) 名岐道路 (一宮～一宮木曾川) 環境影響評価方法書 要約書 正誤表

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況 (地域特性)

項目	項	誤		
第1節 自然的状況	4-3	事業実施区域及びその周囲の概況		
		気象、 大気質、 騒音、 振動その他の 大気に係る 環境の状況	気象の状況	調査区域に位置する一宮地域雨量観測所では、総降水量の観測が行われており、1570.5～1954.0mmとなっています。また、調査区域外に位置する名古屋地方気象台では、平均気温は15.8～17.0℃、降水量は1,463.5～1,803.0mm、日照時間は2,100.3～2,355.3時間、平均風速は3.0～3.1m/s、最多風向は北北西となっています。同じく調査区域外に位置する岐阜地方気象台の年間の平均気温は15.7～17.0℃、降水量は1,719.0～2,440.5mm、日照時間は2,080.6～2,315.6時間、平均風速は2.6～2.7m/s、最多風向は西北西又は北西となっています。
			大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局が2局、降下ばいじん測定箇所は4箇所存在しています。 令和元(平成31)年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。 また、降下ばいじんは、すべての地点で「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に記載の参考値(10t/km ² ・月)を下回っています。
			騒音及び振動の状況	調査区域において、一般環境騒音の測定は令和元(平成31)年度に1地点で行われており、環境基準を達成しています。 道路交通騒音について、面的評価による環境基準の適合状況評価が平成27年度から令和元(平成31)年度に、25箇所で行われており、環境基準達成率は39.7～100.0%です。騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)の適合状況評価は平成27年度から令和元(平成31)年度に、20箇所で行われており、すべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を下回っています。 また、調査区域において、道路交通振動の測定が令和元(平成31)年度に8箇所で行われており、すべての地点で振動規制法に基づく要請限度を下回っています。
		水象、 水質、 水底の底質その他 水に係る 環境の状況	水象の概況	調査区域には、木曾川、日光川、青木川等が存在しています。
			水質の状況	調査区域において、令和元(平成31)年度の公共用水域水質(生活環境項目・健康項目)調査は木曾川の1地点で行われています。 生活環境項目については、pH、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は環境基準を達成していません。また、水生生物の保全に係る環境基準項目は、全亜鉛のみ調査されており、環境基準を達成しています。 健康項目については、鉛及び砒素が調査され、環境基準を達成しています。
			その他水に係る環境(地下水水質)	調査区域において、井戸を対象とした地下水水質の定期モニタリング調査が行われています。令和元(平成31)年度は、一宮市の6地点で調査が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

項目	項	正											
第1節 自然的状況	4-3		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="943 367 1032 403">項目</th> <th data-bbox="1032 367 2270 403">事業実施区域及びその周囲の概況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="943 403 1032 1339" rowspan="3">気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の 大気に 係る 環境の 状況</td> <td data-bbox="1032 403 2270 684"> <p>気象の状況</p> <p>調査区域に位置する一宮地域雨量観測所では、総降水量の観測が行われており、1570.5～1954.0mmとなっています。また、調査区域外に位置する名古屋地方気象台では、平均気温は15.8～17.0℃、降水量は1,463.5～1,803.0mm、日照時間は2,100.3～2,355.3時間、平均風速は3.0～3.1m/s、最多風向は北北西となっています。同じく調査区域外に位置する岐阜地方気象台の年間の平均気温は15.7～17.0℃、降水量は1,719.0～2,266.5mm、日照時間は2,080.6～2,315.6時間、平均風速は2.6～2.7m/s、最多風向は西北西又は北西となっています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 684 2270 953"> <p>大気質の状況</p> <p>調査区域には、一般環境大気測定局が2局、降下ばいじん測定箇所は4箇所存在しています。</p> <p>令和元(平成31)年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。</p> <p>また、降下ばいじんは、すべての地点で「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に記載の参考値(10t/km²・月)を下回っています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 953 2270 1339"> <p>騒音及び振動の状況</p> <p>調査区域において、一般環境騒音の測定は令和元(平成31)年度に1地点で行われており、環境基準を達成しています。</p> <p>道路交通騒音について、面的評価による環境基準の適合状況評価が平成27年度から令和元(平成31)年度に、25箇所で行われており、環境基準達成率は39.7～100.0%です。騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)の適合状況評価は平成27年度から令和元(平成31)年度に、20箇所で行われており、すべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を下回っています。</p> <p>また、調査区域において、道路交通振動の測定が令和元(平成31)年度に9箇所で行われており、すべての地点で振動規制法に基づく要請限度を下回っています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="943 1339 1032 1780" rowspan="3">水象、 水質、 水底の 底質 その他</td> <td data-bbox="1032 1339 2270 1388"> <p>水象の概況</p> <p>調査区域には、木曾川、日光川、青木川等が存在しています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1388 2270 1659"> <p>水質の状況</p> <p>調査区域において、令和元(平成31)年度の公共用水域水質(生活環境項目・健康項目)調査は木曾川の1地点で行われています。</p> <p>生活環境項目については、pH、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は環境基準を達成していません。また、水生生物の保全に係る環境基準項目は、全亜鉛のみ調査されており、環境基準を達成しています。</p> <p>健康項目については、鉛及び砒素が調査され、環境基準を達成しています。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1659 2270 1780"> <p>その他水に係る環境(地下水水質)</p> <p>調査区域において、井戸を対象とした地下水水質の定期モニタリング調査が行われています。令和元(平成31)年度は、一宮市の6地点で調査が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	事業実施区域及びその周囲の概況	気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の 大気に 係る 環境の 状況	<p>気象の状況</p> <p>調査区域に位置する一宮地域雨量観測所では、総降水量の観測が行われており、1570.5～1954.0mmとなっています。また、調査区域外に位置する名古屋地方気象台では、平均気温は15.8～17.0℃、降水量は1,463.5～1,803.0mm、日照時間は2,100.3～2,355.3時間、平均風速は3.0～3.1m/s、最多風向は北北西となっています。同じく調査区域外に位置する岐阜地方気象台の年間の平均気温は15.7～17.0℃、降水量は1,719.0～2,266.5mm、日照時間は2,080.6～2,315.6時間、平均風速は2.6～2.7m/s、最多風向は西北西又は北西となっています。</p>	<p>大気質の状況</p> <p>調査区域には、一般環境大気測定局が2局、降下ばいじん測定箇所は4箇所存在しています。</p> <p>令和元(平成31)年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。</p> <p>また、降下ばいじんは、すべての地点で「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に記載の参考値(10t/km²・月)を下回っています。</p>	<p>騒音及び振動の状況</p> <p>調査区域において、一般環境騒音の測定は令和元(平成31)年度に1地点で行われており、環境基準を達成しています。</p> <p>道路交通騒音について、面的評価による環境基準の適合状況評価が平成27年度から令和元(平成31)年度に、25箇所で行われており、環境基準達成率は39.7～100.0%です。騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)の適合状況評価は平成27年度から令和元(平成31)年度に、20箇所で行われており、すべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を下回っています。</p> <p>また、調査区域において、道路交通振動の測定が令和元(平成31)年度に9箇所で行われており、すべての地点で振動規制法に基づく要請限度を下回っています。</p>	水象、 水質、 水底の 底質 その他	<p>水象の概況</p> <p>調査区域には、木曾川、日光川、青木川等が存在しています。</p>	<p>水質の状況</p> <p>調査区域において、令和元(平成31)年度の公共用水域水質(生活環境項目・健康項目)調査は木曾川の1地点で行われています。</p> <p>生活環境項目については、pH、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は環境基準を達成していません。また、水生生物の保全に係る環境基準項目は、全亜鉛のみ調査されており、環境基準を達成しています。</p> <p>健康項目については、鉛及び砒素が調査され、環境基準を達成しています。</p>	<p>その他水に係る環境(地下水水質)</p> <p>調査区域において、井戸を対象とした地下水水質の定期モニタリング調査が行われています。令和元(平成31)年度は、一宮市の6地点で調査が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。</p>
			項目	事業実施区域及びその周囲の概況									
			気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の 大気に 係る 環境の 状況	<p>気象の状況</p> <p>調査区域に位置する一宮地域雨量観測所では、総降水量の観測が行われており、1570.5～1954.0mmとなっています。また、調査区域外に位置する名古屋地方気象台では、平均気温は15.8～17.0℃、降水量は1,463.5～1,803.0mm、日照時間は2,100.3～2,355.3時間、平均風速は3.0～3.1m/s、最多風向は北北西となっています。同じく調査区域外に位置する岐阜地方気象台の年間の平均気温は15.7～17.0℃、降水量は1,719.0～2,266.5mm、日照時間は2,080.6～2,315.6時間、平均風速は2.6～2.7m/s、最多風向は西北西又は北西となっています。</p>									
				<p>大気質の状況</p> <p>調査区域には、一般環境大気測定局が2局、降下ばいじん測定箇所は4箇所存在しています。</p> <p>令和元(平成31)年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質についてはすべての地点で環境基準を達成しています。</p> <p>また、降下ばいじんは、すべての地点で「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に記載の参考値(10t/km²・月)を下回っています。</p>									
<p>騒音及び振動の状況</p> <p>調査区域において、一般環境騒音の測定は令和元(平成31)年度に1地点で行われており、環境基準を達成しています。</p> <p>道路交通騒音について、面的評価による環境基準の適合状況評価が平成27年度から令和元(平成31)年度に、25箇所で行われており、環境基準達成率は39.7～100.0%です。騒音規制法に基づく自動車騒音の限度(要請限度)の適合状況評価は平成27年度から令和元(平成31)年度に、20箇所で行われており、すべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を下回っています。</p> <p>また、調査区域において、道路交通振動の測定が令和元(平成31)年度に9箇所で行われており、すべての地点で振動規制法に基づく要請限度を下回っています。</p>													
水象、 水質、 水底の 底質 その他	<p>水象の概況</p> <p>調査区域には、木曾川、日光川、青木川等が存在しています。</p>												
	<p>水質の状況</p> <p>調査区域において、令和元(平成31)年度の公共用水域水質(生活環境項目・健康項目)調査は木曾川の1地点で行われています。</p> <p>生活環境項目については、pH、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成していますが、大腸菌群数は環境基準を達成していません。また、水生生物の保全に係る環境基準項目は、全亜鉛のみ調査されており、環境基準を達成しています。</p> <p>健康項目については、鉛及び砒素が調査され、環境基準を達成しています。</p>												
	<p>その他水に係る環境(地下水水質)</p> <p>調査区域において、井戸を対象とした地下水水質の定期モニタリング調査が行われています。令和元(平成31)年度は、一宮市の6地点で調査が行われており、すべての地点で環境基準を達成しています。</p>												

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	誤								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-12	振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、高上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元（平成31）年度に一宮市7地点、岩倉市1地点で測定されています。測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 3) 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第714号 6.3）に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値（L₁₀）を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日 総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

第 8 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	正								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手 法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第 3 節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-12	振動	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が 1 箇所、大学が 1 箇所、幼稚園が 1 箇所、福祉施設が 6 箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元（平成 31）年度に一宮市 8 地点、岩倉市 1 地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況（交通量、走行速度） 3) 地盤の状況（地盤種別）</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が 1 年間を通じて平均的な状況であると考慮される日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が 1 年間を通じて平均的な状況であると考慮される日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」（国総研資料第 714 号 6.3）に記載の振動レベルの 80% レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの 80% レンジの上端値（L₁₀）を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号）に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうえ、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	誤								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-13	振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元(平成31)年度に一宮市7地点、岩倉市1地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で地盤の状況を把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

第8章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

項目	項	正								
		環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
			環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	8-13	振動	振動	土地又は工作物の存在及び供用(自動車の走行)	<p>対象道路は、車線数4、設計速度80km/時で計画されており、高上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p>1. 保全対象の立地状況 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地が多くみられます。 事業実施区域においては、中学校が1箇所、大学が1箇所、幼稚園が1箇所、福祉施設が6箇所存在します。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p>2. 振動の状況 事業実施区域及びその周囲では、道路交通振動は令和元(平成31)年度に一宮市8地点、岩倉市1地点で測定されています。 測定結果は、すべての地点において要請限度を下回っています。</p> <p>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p>4. 地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、未固結堆積物の砂・泥を主とする層、砂を主とする層で形成されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 振動の状況 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 現地調査は、現地踏査による目視で地盤の状況を把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p>3. 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>4. 調査地点 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。</p> <p>5. 調査期間等 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L₁₀)を予測します。</p> <p>2. 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>3. 予測地点 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することによって区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p>4. 予測対象時期等 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p>2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考のうち、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>